

## 長和町安全・安心な交通対策緊急支援事業補助金交付要綱

令和2年8月6日

告示第 41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、交通事業者においては、利用者減少による運賃収入の減少と運行継続に伴う感染症防止対策の新たな負担が増加していることから、感染防止対策実施による安全・安心な運行の継続と地域交通体制の維持・確保を目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長和町補助金等交付規則（平成17年規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「交通事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業、同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業及び同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う事業者で、同法第4条の一般旅客自動車運送事業の許可を受け、路線バス事業、高速バス事業、貸切バス事業、タクシー事業のいずれかの事業を営み、長和町内に本社又は同法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人をいう。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者とする。

(1) 申請日において事業を営んでおり、引き続き事業を継続する意思があること。

(2) 長和町暴力団排除条例（平成25年条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会勢力（以下「暴力団等」という。）でない場合又は暴力団等と関係を有しないこと。

2 前項の規定に関わらず、町長が必要と認めた者は、補助金の交付対象とすることができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付額は、次のとおりとし、申請者への補助金の交付は、1回限りとする。

(1) 事業所分（この要綱の施行日現在）

町内に本社を置く交通事業者	50万円
町内に営業所のみを置く交通事業者	30万円

(2) 車両分（この要綱の施行日現在）

バス1台につき	10万円
ワゴン車・タクシー1台につき	2万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長和町安全・安心な交通対策緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 法第4条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し

(2) 本社及び営業所の所在地、各交通事業者が本社若しくは営業所ごとに配置する事業用車両の台数が分かる書類（事業計画の写し等）

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付可否決定)

第6条 町長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付可否及び額を決定するものとする。

(交付決定通知等)

第7条 町長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、長和町安全・安心な交通対策緊急支援事業補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書(様式第3号)により、申請者に補助金の額を通知するものとする。

2 町長は、前条の規定により不交付の決定をしたときは、長和町安全・安心な交通対策緊急支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の確定通知を受けた交通事業者は、長和町安全・安心な交通対策緊急支援事業補助金交付請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められる場合には、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。